

裁判員経験者意見交換会議事録（平成29年3月13日開催分）

司会者：意見交換会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中どうもありがとうございます。本日は自白事件における量刑上の審理及び評議について意見交換会をさせていただきたいと思います。まず出席している検察官，弁護士及び裁判官から自己紹介をさせていただいた後，1番から5番の方にそれぞれ裁判員を担当しての御感想を一言ずつ簡単にお伺いしたいと思います。それぞれの事件に特徴があるかと思しますので，それぞれの事件で当事者の主張・立証が果たしてどういうふうを受け取られたのか，そして評議を進め，量刑を決めていくという中で，それぞれ難しさはどのようなところにあったのか，あるいはどのようなところに改善点があるのか等いろいろと御意見を聞かせていただきたいと思いますので，よろしくお願ひいたします。その後に守秘義務についての御感想や御意見もお聞かせいただきたいと思います。それではまず出席している検察官，弁護士及び裁判官からそれぞれ自己紹介を順次よろしくお願ひいたします。

森下検察官：大阪地方検察庁検事の森下と申します。本日はよろしくお願ひします。裁判員経験者の御意見を聞く機会はなかなかないので今日は楽しみにして参りました。よろしくお願ひします。

西谷弁護士：大阪弁護士会の弁護士で西谷と申します。よろしくお願ひいたします。裁判員裁判の経験は8件ぐらいだったかと思ひます。よろしくお願ひします。

田村裁判官：大阪地方裁判所第6刑事部で裁判官をしております田村政喜と申します。ふだん裁判長として裁判員の方々と接しておりますけれども，こういった形で皆様から御意見を伺うということはなかなかないものですから，貴重な機会だと考えております。今日皆様のお話を伺った上で今後の仕事に生かしていきたいと思ひます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司会者：司会は大坂地方裁判所第5刑事部の裁判長をしております小倉で務めさせて

いただきますので、よろしくお願ひいたします。それではまず1番の方から順番に、簡単に御感想をお一人ずつお伺ひしますので、よろしくお願ひいたします。

裁判員経験者1：とにかく、呼出しの紙をいただいて抽選に当たってから、気がつけば流れに乗っているというふうな雰囲気がありました。もちろん初めてですからこれから何をどうしようとしてるのかというのも正直よく分からなくて、裁判所の方からも説明はしていただいているんですが、聞いていても、ああ、そうですかというふうな形で進んでるところがあったんです。印象に残っているのは判決を決めるときに、やったことに対して、これぐらいのものが過去に出ていますよというのをいろいろと見せてもらって、こんなふうにするんやと、びっくりしたことを覚えています。よくニュースとかで懲役何年で罰金がいくらでとかいうのをさらっと見てるだけでしかなかったもので、こんなふうにして決めるんだと、すごくいい経験になったなと素直に思いました。

司会者：ありがとうございます。ちなみに1番の方は外国人の共犯事件の覚せい剤の輸入事件を扱われたということでしたね。この後また時間をとって、詳しくお聞かせいただくとお思いますので、よろしくお願ひいたします。では、2番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者2：まず最初の感想は、裁判員ってほんまにあったんやなというところなんです。選任手続のときに、外れた方においても法廷で記念撮影ができますと言われて、ちょっとそれを楽しみにしてたんですけど、裁判員に当たりまして、何か戸惑ってるうちに、審理が始まったみたいな感じで、ちょっと気持ちがついていかないような状態だったんです。裁判官の方の話はすごく分かりやすかったです。世間で言われているように、裁判員になったら嫌やなあとかいうのはなかったです。経験させてもらえて良かったなと思ひました。

司会者：ありがとうございます。2番の方は親族間の殺人事件を御担当されました。いろいろと考えられたこともあろうかとお思いますので、またこの後よろしくお

願いたします。では、続いて、3番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者3：裁判員になって、良い経験やったなと思います。個人的には、やっぱりある程度人生経験があった方がいいんじゃないかというか、20歳そこらとかそういう人はならん方がいいような気がしました。率直な意見です。

司会者：今回は強姦致傷、窃盗事件を御担当されたということで、いろいろ人生経験等も生かしながら事件を見るという場面があったかと思います。またその辺りの御感想等もいろいろお聞きしますので、よろしく願いたします。では、4番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者4：裁判員に選ばれたとき、通知が来て、名簿に載るのは1万人に1人くらいの割合だとお伺いして、その中から一つの裁判で裁判所に呼ばれて、そこからまたランダムというかコンピューターによって6人の裁判員の方と2人の補充裁判員の方が選ばれる。辞退される方とか個別で面談に入られる方もいらっしゃるれば、何人かでまとまって部屋に入ってお話を聞く場合もあって、私はどういうふうを選ぶのかな、女性の方と男性の方でしたら物の考え方も違いますし、捉え方も違うし、そういうのをいろいろ聞きたいというのでばらつきはあるとは思いますが、この人選はどういうふうにするのかなということをおもいました。あと、判決が出た後で、被告人がそれを聞いたときにどう思ってどういう意見を述べたのか、被害者の方はその判決を聞いてどう思われたのかというのは、実際に裁判員として裁判に参加しても見えない部分なので、その後この事件はどうなったんだろうという疑問は残りました。ただ、やっぱり裁判に参加させていただいて感じたのは、何があってもあの被告人の席に立つようなことをしてはいけないんだというのはすごく思いましたね。

司会者：ありがとうございます。4番の方は通行中の女性に対する強制わいせつ致傷事件を御担当いただきました。また量刑評議との関係でどういうふうに分の中でお考えになられたか、こちらからもお伺いしたいと思いますので、よろしく願いたします。では、5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：いざ始ってみると、流れに沿って粛々と進められる中で自分の意見も十分言えたのかなというふうに思います。ただ、審理の中で、検察の方がいろいろ証拠を出されたり、あるいは弁護士の方だとか被告人の方が、いわゆる釈明じゃないですけど、話をされたりするのを聞いていて、何度も自分の考えが変わるのに気づきました。自分の経験だけで物を決めたら絶対あかんなというふうなのが一番感じたことです。あと、検察の方はたくさんの証拠を持ってこられて、それに基づいて事実に基づくアプローチをされてるんですけど、やっぱり弁護側の方はお涙頂戴じゃないですけども、十分な証拠というよりは曖昧というか、ちょっと忘れましてとか、声が小さくなってトーンダウンしていくところがあったので、その辺りが最終的にどういうふうな落としどころになるのかなというふうなことをとても気にしながら聞いていました。

司会者：ありがとうございます。5番の方は強姦致傷や窃盗、傷害事件を御担当されました。それでは、一通り御意見を伺いましたので、その御意見を踏まえながらそれぞれの事件等についていろいろとお尋ねしたいと思います。大きな話として、まず量刑の決め方についてお聞きします。少なくとも最終的には評議の中で皆様に御説明されたと思いますが、ただ、それが審理の中でなかなかすっと入ってきてない部分もあったのではないかという気もします。その前提として審理の中で当事者の検察官・弁護人の主張・立証というものをまずどう受け取られたか、まず事実関係とか評価についての分かりやすさという点があるかと思います。それぞれ事案の特殊性がありますのでお聞きしたいと思います。まず1番の方が先ほど、最初はわけも分からず、どんどんどんどん進んでいったというお話がありました。1番の方が御担当された事件の記録を見ますと、関係者がたくさん出てきて、外国人も多かったので、片仮名表記の名前の人がいっぱい出てきて、その中で役割分担とか立場がどうだったのかという議論が進んでいったと思います。そういう事実関係というのは聞いていて最初からすっと頭に入ってきたのか、それともこういう資料があつて良かったとい

うのか、それとも評議になるまでなかなか整理ができなかったという感じだったのか、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 1：正直，理解するのが大変でした。名前がまず馴染みがないので，「佐藤さん」や「鈴木さん」といった日本人感覚の名前とは違いましたから，被告人の席や，そちらに並ばれているときに，この人がどっち，この人がどっちというのを確認するというか判断するのに一瞬ちょっと戸惑うときがありました。

司会者：この事件は最初に検察官が被告人兩名ともう 1 人重要な人物がいるんですよという形で冒頭陳述をされたと思います。そこで割と人数を絞って，基本的に中心人物の被告人 2 名ともう 1 人の人の話を中心にしながら話をして，時系列表とか役割分担を書いた表を付けているという形の冒頭陳述だったと思います。それに対して弁護人のうちの一人がずっと文章で読み上げる形の冒頭陳述をして，もう 1 人の弁護人は人間関係図みたいなものを入れて，かなり多数の人数についてこういう人が出てきますよというのをあらかじめ準備されたというのがあったと思います。こういう書面は役に立ったでしょうか。

裁判員経験者 1：これはすごくありがたかったです。人数が多いところになってきますと，その組織図的なものは，やっぱりあるとないとでは自分にとってはかなり違ったと思います。

司会者：検察官と弁護人のどちらの図が分かりやすかったですか。

裁判員経験者 1：弁護人の方が自分にとっては分かりやすかったです。

司会者：この図表を見ながら，話が出てきたら，この人はこの人かなという形で確認されたのでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですね。もちろん両方を見ながらになります。

司会者：それ以外に，この事件というのは複数の事件がいろいろと何日か分，入り乱れていて，かつ一方の被告人はこの事件に関与しているけどほかの被告人はほかの事件もやっているという形で，事実関係が複雑だったのですが，そうい

う時系列というのはすんなり頭に入ってきたでしょうか。

裁判員経験者 1：時系列を並べていくのは正直複雑でした。難しかったです。

司会者：1 番の方が最初に御感想を述べられた，どんどんどんどん流されるように進んでいったというのは，時系列関係の複雑さが大きな理由だったのか，あるいはそれ以外にも何かこういうところも分かりにくかったというところがあるでしょうか。

裁判員経験者 1：分かりにくいというのも，理解をするのが大変だったというのもありますけど，何か緊張して浮かれていたというか，何でしょうか，何をどうしたらいいんですかというような状態になっていたところがあったので，それで気がついたら進んでいたというふうな雰囲気がありました。

司会者：事実関係の難しさがある上に，やはりいきなり裁判員になって裁判を進めていく中の緊張感ということもあったということでしょうか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：2 番の方が御担当された事件は親族間の殺人事件で，事実関係はある意味でシンプルな面もあるものの，被告人間の責任も比較しながら考えなければいけないところで，この事件の難しさというのはいかがだったでしょうか。事実関係はすっと頭に入ってくる事件だったと言えるのでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。割と他人ごとじゃないような事件だなというふうに感じました。事件が難しいというよりは，他人ごとじゃないなという感じはちょっとしましたね。いつ自分に降りかかるか分からないというか，割と身近なのかなというのがちょっとありました。

司会者：2 番の方にお伺いしたいのは，冒頭陳述の最初にあったと思うのですが，まず検察官から冒頭陳述メモというものに基づいて A 4，1 枚の紙で説明があつて，すぐに一人目の被告人の弁護人から冒頭陳述メモということで A 3，1 枚の紙で説明があつて，次にもう一人の被告人の弁護人から冒頭陳述というものが行われた。ある意味，事実関係が割と頭に入りやすかったという事件でも

ありますが、その割には3回同じことが最初の冒頭陳述で出てくるという形でもあり、これについては、繰り返してもらって分かったのか、それとも、ちょっとだれている感じもあったのか、その辺りの冒頭陳述のイメージはどのような感じだったでしょうか。

裁判員経験者2：何が正解か分からないので、こういうもんなのかなという感じですね。

司会者：3者の冒頭陳述を聞いて、何か違うところが気になったとか、あるいは繰り返して入ってきたという感じだったのか、どういう感じだったかというのは覚えておられますか。

裁判員経験者2：検察官の方も弁護士それぞれの方も同じようなことをおっしゃってたので、繰り返しのよう感じました。

司会者：ある意味ここはもう争いがなくて、経緯も皆同じことを言っていて、まさにそこをどう評価するかが本件のポイントということは、最初の段階から分かったということでしょうか。

裁判員経験者2：はい。

司会者：3番の方は、被告人が1名の事件なので、検察官の冒頭陳述、そして弁護人の冒頭陳述という流れでしたけれどもこの双方の冒頭陳述を聞いて、頭にすっと入ってきたでしょうか。

裁判員経験者3：自分は不思議に思ったんですけど、この審理予定表というのが完璧で、何分で終わって何分で休廷してとか、時間がもうきっちりしていることにびっくりしました。逆に質問したいんですけど、裁判長と検察官、弁護人は、こういう時間を事前に相談してるんですか。

司会者：時間の方は、当事者からこういう証人が必要ですというのがあって、大体どのぐらいの時間が要りますかということは一応整理しています。

裁判員経験者3：これだけ完璧やったら、もう最初に時間ありきで進んでいってるような気がしました。

司会者：大体ずれてくるものなんですけど，審理予定表に記載されている時間どおりにいきましたか。

裁判員経験者 3：完璧でした。時間どおりに。

司会者：検察官と弁護人が冒頭陳述をしたと思いますが，検察官は事件について事案の概要を言って，被害者との関係を述べて，経緯を話すといった流れで，一方で弁護人は，冒頭陳述のところで最初にその人の生まれてからの生活歴のような話をしながら犯行に至る経緯とかを述べていった流れだと思います。これは最初に冒頭陳述というのは双方の主張，ここをそれぞれがポイントにするんだというのは分かりやすかったですでしょうか。

裁判員経験者 3：いや，もう皆さん優れた人ですから，もう言うことないですね。

司会者：どこがこの事件のポイントかなというのは割と早い段階から分かったのか，それともやっぱり評議の中まで行って初めて，この事件はこういう見方をするんだというのが分かってきた感じだったのか，いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 3：評議の段階で，その被告人の人間性というか，そういうものも含めて人を見るというか，その人が思うことと，言うことと，することというんですかね，その辺を見てたら大体分かります。

司会者：実際判決を決めるときには，この事件自体の重さをどう判断しますかというような議論があったと思いますが，恐らくこの事件はその人の人柄が事件自体に表れてくるような部分もある事件で，その辺りが密接な部分もあったかと思いますがけれども，そういう意味で事件の本質自体というか，どういう事件かというのが割と双方の主張の中で出てきたようなところもあったのでしょうか。何かポイントが合わなかったとかいう感じはなかったですか。

裁判員経験者 3：裁判長から分かりやすく説明してもらったので，よく分かりました。これは裁判員にならんと分らんと思うんで，1回は皆さんしたらいいのかなと思いますけどね。

田村裁判官：なぜ小倉裁判長からこういう質問を皆様に行っているのかというところ

なのですが、今3番の方からお話があったように、なぜこんな予定がきちっと立っているのだろうかというところですが、検察官・弁護人は被告人に会い、被害者に会い、証拠に接し、事件の中身はよく知っている。検察官・弁護人は、争いのない事件ですから、大まかな事件としてはどちらも同じ事件を見ている。例えば1番の方の事件ですと、多くの関係者がいて、被告人がそのうちの2人で、覚せい剤を輸入しました。3番さんの事件ですと、被害者を好きになった被告人が強姦という事件をしてしまいました。ここは同じなんだけれども、検察官・弁護人の光の当て方がそれぞれ若干違って、検察官はここを強調したい、弁護人はここを強調したいと、こういう光の当て方が違う。そうすると、自分としてはそれを被害者の方からこういう光の当て方でこういう感じで話を聞こうかとか、弁護人の方ですと被告人からこういう話をしようかと。そうすると、大体被告人質問は20分ぐらいあればできるかなとか40分ぐらいあればできるかなということで申出があるわけなんです。それにのっかって検察官と弁護人が冒頭陳述というような形で主張をするのですが、実は皆様と私たちには同じところがあって、20分なんですとか、30分なんですとか、いろいろスケジュールを立てて、さらには、強調したいところはどこなんですかとポイントだけは伺っているんですが、実はふたを開けてみると、何かイメージしてたことと違うなとかということが間々あるんですよ。そこがまさに裁判員の方が、どうも検察官はそこを主張しているんだけど、なかなか伝わらなかったよとか、弁護人はここを強調しているのが伝わらなかったよとか、伝わったけれどもなかなか共感できなかったよとか、言いたいことは分かるのだけれどもちょっと伝え方にもほかにやり方、方法はあるのではないのかなというところがあるのかと思うんですね。そういったところを皆様の御意見を踏まえながら工夫をしていきたいというところがあるものですから、予定はあくまで予定として立てているのですけれども、たまたま3番の方が経験されたときには比較的予定どおりいったようですが、時間が延びてしまうことも

あるし、さっと終わることもあると。それは水物で分からないのだけれども、そういった予定どおり進むことがいいこととも限らない。さらには、検察官・弁護人が分かりやすい、自分の意図が伝わるかどうかというところがあるものですから、その辺りを是非お聞かせ願いたくて質問しているというところです。

司会者：どうもありがとうございます。そういう趣旨もあってお伺いしていました。そういう意味で、少し具体的に3番の方にお聞きしますと、例えば、弁護人の主張というのは、本件の動機について、その主張自体の受け止め方というのは割とすっと入ってきたのか、それともちょっと共感できないなという感じもあつたりしたのか、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者3：共感できました。

司会者：分かりました。4番の方の事件では検察官・弁護人とも最初に冒頭陳述で、どちらもA4、1枚ずつの紙を配布して主張されていますが、この最初の主張というのはすっと事実関係が入ってきたでしょうか。

裁判員経験者4：はい。

司会者：特に分かりにくいところはなかったでしょうか。

裁判員経験者4：はい。分かりにくいというところはなかったです。本人も認めていて、刑をどれぐらいにするかというのが焦点だったので、そんな複雑な事件ではなかったとは思いますが。正直な感想を言うと、これって裁判員裁判でなければいけない事件なのかなという感想は持ちました。

司会者：4番の方が御担当された事件は強制わいせつ致傷ですが服の上から体を触つたりしたという事案でけがの程度も比較的軽かったので、思ったほどの重い事件ではないという感じの印象だったということでしょうか。

裁判員経験者4：事件の重い軽いは決められないですけど、比較的ほかの事例とかでも、こういう形で刑が決まるみたいなものを見たときに、これってそこまで重たい事件なんかな、でも被害を受けた方の立場から思えばやっぱり、そんな簡単に終わらせてもらってはほしくない、こういうことはしてはいけないと、

自分はたまたまそれで済んだけど、もしかしたらもっとひどい目に遭っていたかもしれないという危険性はあったという考えも持たれていたかもしれない。でも、あんまり被告人自体がそんなに重く感じてなかったというところが見えたので、何となく、自分が起こしたことに対して、ちょっと認識があるのかなというのは裁判の中で感じました。

司会者：今の御発言の中でちょっと興味深い点がありまして、ほかの事例を見てみるとそんな重い事件ではないという御感想を抱いたというお話がありました。多分ほかの事例を見たのは最後の評議の場面と思うのですが、その前の審理中はどうだったでしょうか。これはちょっと重い事件だという思いがあったのが、ほかのそういう事例を見て初めて、あれっ、思ったほど重くなかったんだなという感じだったのか、それとも審理をする中でそんな重い事件ではないなと思って事例を見てみると、やっぱりそんなに重くないなという感じだったのか、その辺りに何かギャップはありましたか。

裁判員経験者 4：私の意見としては、そんなに重い事件ではないと思いました。これぐらいの実刑判決が出て、これぐらいの執行猶予が出てというふうになるんだなという感じでした。事件そのものは、弁護士の方の言われてる冒頭陳述も検察官の方が言われてることもすごく分かりやすかった、すっと頭に入ってきて理解はできた事件でした。

司会者：最初に感想を言われた事件自体がそんなに重くないよねという中で、弁護人の主張が酒を飲んだ上での事件なんですという主張が強かったと思うのですが、これは割とすんなり入ったのか、それともちょっと違う受け止め方だったのかについてはどうだったでしょうか。

裁判員経験者 4：そこをかなり強調されてたので、それはちょっと違うんじゃないかなというふうに感じました。本当はこういうことをする方ではないけど、こういう背景があったからということを強調されてたので、それイコールじゃあ犯罪を犯していいのかといたらそうではないから、その強調の仕方はちょ

っと違和感を覚えました。

司会者：分かりました。5番の方の事件は強姦致傷ということで性犯罪になります。性犯罪の態様としては悪く見えるところもある一方で、逆の見方もありそうな事件だったのですが、この点そういう主張というのは最初からずっと頭に入ってきたのか、それとも、感想でもおっしゃいましたが、見方によっては本当に随分揺れ動くような事件だったのか、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者5：そうですね。やっぱり検察官の方の資料というのは時系列に基づいた具体的なエビデンスが提示されてくるんですけども、それを見ると本当に悪い事件だなと思いました。弁護士さんの方の資料の中では、いやいや、そう言われてますが反省はされていると、示談も終えていると、なのでその辺はちょっと考慮いただきたいということで。確かに被害者の方も、最初の方からその事件につながる直前ぐらいまではかなり合意もあったのかなと思うぐらいの親密感というか仲良くされていたのかなというのはあったんです。過去の事例とかだとそんなに重い刑ではないというのがありますが、ただ、こういうのをある程度の重い刑に科さないで、こういう事件は絶対になくならないなというふうなことも思いました。

司会者：事件自体は、最初に検察官は時系列にこの事件はこういう事件ですよと割と悪質さを強調する部分を出しながら主張されたと思うのですが、一方で弁護人の書面を見ますと、割と箇条書きの書面を出して、経緯は簡単に述べられていて、むしろその後の反省とか示談の話を出されたりしています。今おっしゃったように、経緯について被害者の方にも全く問題というか被告人が期待するような事情がなかったわけでもないというところが本件の一つの大きなところだったと思うのですが、それは最初からずっと出てきたような感じでしょうか。

裁判員経験者5：そこは、もう悪いことしたのは十分認めて反省をしておりますというところからの始まりだったので、それはそれで罪を償う。ただ、それを少しでも酌量というか、軽くしてもらうために何とかお願いしますみたいな感じ

のことを言われたと思います。それについては割とすんなりと受け止めました。本当に反省してるかどうかというのはちょっとその段階では分からないんですけども。ただ、やっぱりその方の御家族の方とか会社の方とか、いろいろ弁明じゃないですけども、話を聞いてると、ふだんからそういう人ではどうもなさそうだなというふうな気もしたので。

司会者：分かりました。今までは主張等を中心にしながら皆様に御意見を伺いました。続いて、立証内容と論告、刑を決めるための要素についての皆様のお話をお聞きしたいと思います。例えば、1番の方に先ほど事件の分かりにくさという点をお伺いしたのですが、これは、この事件が通訳事件で通訳も入れながら、かつ、その複雑な話を聞きながらということで、証拠調べの中で、弁護人が質問して検察官が質問して、今度は違う被告人の弁護人が質問してという形で、何度も繰り返しながら質問したという形だったと思います。そういう証拠調べの手续というのは分かりにくくはなかったですか。それとも、そういう尋問の中で割と自然とだんだん分かってきたという感じだったのか、あるいはこの辺りはこういう証拠があった方が良かったというのがあったりしたのか。いかがだったでしょうか。

裁判員経験者1：同じような内容を何回か、それぞれの方の目線が変わって質問されましたので、その過程で理解をしていく助けにはすごくなりました。

司会者：例えば、もっとこの人の話も聞きたかったとか、こういうところの証拠がもっと欲しかったとか、そういう感じはなかったでしょうか。

裁判員経験者1：そこまでは思わなかったです。

司会者：いろんな関係者が出てくる事件ですが、対象となるそれぞれの被告人、この人たちの刑を決めなければいけないということで、その人たちのしたことの悪さ、どういうことをしたかということは、ある程度分かりやすく証拠として出てきた感じだったのでしょうか。

裁判員経験者1：はい。

司会者：評議に入る前の段階では、検察官が論告求刑を行って、弁護人が弁論をしたと思うのですが、実際被告人の刑を決めなければいけないというときに、そういう当事者の主張というのは参考になったのか、それともかえって皆目分からなくなってしまうような状態で評議に入ったのか、どんな感じだったでしょうか。少しイメージぐらひはつかめるぐらひはあったのか、こういう要素で、今から何年という議論をするのかなというイメージがつかめるような主張だったのか。

裁判員経験者 1：イメージは正直つかめなかったような気がします。弁護人が被告人の家族の方を連れてこられて、ちょっとお涙頂戴的なところとかがあったんですけど、その辺は聞いていて、ああ、そうなんですかみたいな形で、その人生の中でこういうふうな背景があったんですねというふうに思うことはありましたけど、それを深く考慮してというふうなことまではなかったと思います。

司会者：恐らく裁判官の方から、こういう事情を重視するんですよ、こういうところはそんなに重視しないんですよという説明を一般的にしていると思うんですが、それに対してはそんなに違和感はなかったですか。それはそういうものでしょうねという感じだったのか、それとも、もっと個人的な事情というものを考慮した方がいいのではないかという気にはならなかったでしょうか。

裁判員経験者 1：特には思わなかったです。個人的な事情までは考えなかったです。

田村裁判官：1番の方に一つだけ聞かせてください。例えば強姦事件ですとか殺人事件ですと、普通の人間であれば、強姦するなんてひどい、殺人するなんてひどいというのがあって、何が悪いか、それからどういうところに同情できるかとかいう点では分かりやすいと思うんです。一方で、覚せい剤というのは、薬物って悪いんだけど何がどう悪いのかというのが、実は裁判官でもふっと落ちにくいというのがあるんですが、その辺りは審理を受けていて、これから刑を決めるんだなというところで、どんな感じがしましたか、ほかの方だと割とこんなことやったのか、この人悪いな、でもこういうところは同情できるな

とか考えながら進めるのですが、覚せい剤の場合、結局いっぱい持ってきて悪いんだけど、何が悪いんだろうかという辺りは伝わっていたか、あとどんなことをもってしてくれると伝わりやすかったかとかいうのはありますか。

裁判員経験者 1：覚せい剤というのがまず、普通の人間にはドラマの中で見るようなものだと思うんです。ですから本当にこう、どれぐらい悪いかというのもちよっと正直ぴんどこないところがありました。量がこれぐらいの量でしたとか、こういうふうな隠し方をしていました、ですからかなり手が込んでいますとかという説明を受けたりとか写真も見せてもらいましたが、ああ、すごいなと思うのは思いますけど、だからこれだけ悪いですよというふうなところを裁判員に分らせるのは、ほかのことよりもしかしたら難しいのかもしれないと思います。

田村裁判官：ありがとうございます。

司会者：どの程度悪いというのは、例えば、これぐらいしたから何年ぐらいだというイメージがつかみにくい事件になるんですかね。

裁判員経験者 1：そうですね。

司会者：2番の方にお聞きしますが、当事者の話を聞いたりする中で、証拠調べは十分だったのか、それとももっとこういう人の話を聞きたいというのがあったりしたのか、この辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：被告人が全面的に認めているので、過不足は感じなかったです。

司会者：もっと専門家の話が必要だったとかいう感じでもなかったですか。

裁判員経験者 2：それは思わなかったです。

司会者：事件自体は人1人の命を奪った、そういう事件の重さというのは気になったりはしなかったでしょうか。

裁判員経験者 2：それはそうですね。殺人をしてしまったというのはもう取り返しのつかないことなので、それは悪いことなので、そこは変わらなかったです。

司会者：実際審理をしている中では、これは執行猶予になるような事件ではないぞ

と思ったのか、それとも審理の中からこれは執行猶予も視野に入れる事件だという感じに入ってきたのか、その辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。執行猶予になるのかなみたいに感じました。

司会者：実際はいろんな量刑グラフを見て、まるっきり違う結論というよりも、実際の審理の中でそういう結論が視野に入るような証拠調べが出てきていたということでしょうか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：最後の論告・弁論で双方の主張が出てきて、最初の冒頭陳述と一緒に、検察官が話して、一方の被告人の弁護人が話して、続いてもう一方の被告人の弁護人が話すという形でしたが、これも3者が出てきたことでかえって混乱したりとかは特になかったでしょうか。

裁判員経験者 2：なかったです。

司会者：被告人が2人いるということで、2人の中の責任の差はそんなに意識しないでもいい事件だったのでしょうか。それともどちらが重いかなとかいうのも考えるような事件だったのでしょうか。

裁判員経験者 2：最初の検察官の冒頭陳述のときに共謀事件と言われていたんで、ああ、そうなんかみたいな感じで聞いてました。

司会者：基本的には2人同じような責任の事件だなという捉え方だったということでしょうか。

裁判員経験者 2：はい。割とすんなり入ってきました。

司会者：3番の方にお伺いしたいのですが、こちらの事件は、いろんな人生経験があった方がいいのではないかなというところもおっしゃった事件でしたが、事実関係自体は割とすんなり入ってきましたか。

裁判員経験者 3：そうですね。分かりやすかったです。ただ、判例があるでしょう。だからある程度決まってるというか、裁判員の意見とかいろいろ聞いて、どうしようかな、もうちょっと上げようか、下にしようかと考えても、裁判長の頭

の中には決まってて、だからもう既に決まってることを裁判員を集めてやっていると
思うんです。

司会者：今おっしゃった中には二つのことがあって、もう裁判長の中では決ま
っているのではないかなというお話と、実際に裁判員の意見を聞いて上げようかな、
下げようかなという話があるということですよね。今おっしゃった御意見は、
ほかの方からも話が出たりしたのですが、多分その一つには、グラフを見ると
大体この辺りにこういう事件というのは枠がありますよねというのが示される。
ただ、その中でその枠を動かすのか動かさないのか、あるいはその枠の中で重
くするか軽くするかというのは皆様で一緒に考えましょうというのを議論され
たと思うんです。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：まさにそこが皆様で一緒に議論しながら、この枠まで動かすのはそれなり
の理由が要るんですよという説明も多分しながらしたと思うんです。証拠調べ
の中で見方が変わってくるようなところもあったり、あるいは当事者の検察官
や弁護人の言うことが何か響いてきたりしたことはあるでしょうか。

裁判員経験者 3：最初、罪名が強姦致傷と窃盗なんですけど、ずっと聞いてたら、
あれっ、これ殺人未遂と違うんかなと思ひましてね。これを覆すことはできな
いんですよね。裁判員がこれ違うでと言うても、もう駄目ですよ。

司会者：検察官がそういう罪名で起訴した以上はそうですね。

裁判員経験者 3：そうですね。起訴した罪名がちょっと納得いかなかったです。

違和感があって何か最初に強姦致傷ありきというか、窃盗ありきでどんどんど
んどん進んでるけど、えっ、これ違うでと自分はそう思いました。

司会者：それを前提にしてやらざるを得ない部分もあるのですが、その中で、例え
ば弁護人の主張は、どのように感じましたか。

裁判員経験者 3：皆さんの言うてたとおりお涙頂戴でした。

司会者：そういうお涙頂戴というのは受けないというか、すっと入ってこないです

か。だから軽くしてあげようという気持ちにはならないということでしょうか。

裁判員経験者 3：結局はその人の人柄と思います。

田村裁判官：3番の方の御意見を伺っていると、弁護人の強調したかったところが伝わらなかったという結果なのかなと思います。3番の方がおっしゃるように、検察官がいう同じ強姦致傷の中でもかなり危険性が高い、かなり悪質な強姦致傷事件なんですよ。つまり検察官が強姦殺人未遂で起訴してもいいのではないかとというぐらい悪質なんだよということは伝わっているんだけど、弁護人のいう、首を絞めたこととか姦淫が既遂だったこととかいうのは、これは本人が言わないと分からないことで、そこは本人が言ったから何とか分かったんだけど、実はこの事件はそんなに重くないのではないですかと、被告人が自分自身を悪い悪いと悪く言っているから悪い事件に映るのではないですかというところが響きにくかったのかもしれないなというふうに思って今お聞きしておりました。争いのない事件とはいえ、検察官・弁護人は実はすごく見方が違っているんですね。だから弁護人は懲役何年でいいと言っていて、検察官は懲役何年だと言い、3番の方はそれでも軽いのではないかとというぐらいの感覚なわけですね。光の当て方が違くと弁護士の言うようにもっと軽い事件にもなり得る。だからそこが伝わりませんでしたよというお話なのかなと思って今伺っておりました。

司会者：ありがとうございます。4番の方にお伺いしたいのですが、事件自体はそんなに悪質ではないというお話がさっき出たのですが、一方でこれは被害者の方が法廷に来て証言されたのですね。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：その影響は受けられなかったですか。それを聞いたから重くしなければいけないという感じでもなかったのか、あるいは自分の中でこういうふうにそれは捉えたというのは何かありますか。

裁判員経験者 4：被害者の方が来られたんですけど、やっぱり被告人と会いたくな

いということで、かなり嚴重な遮へいがなされて、ちょっとそれにびっくりしました。被害者の方が実際に来られたから刑を重くするとか軽くするとか、そういう感じは何も持ちませんでした。

司会者：それは事実として今被害者がこういう気持ちなんだなというのを理解するのに使ったという感じなのでしょうか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：事実関係は防犯カメラが現場にあったんですね。もう少し防犯カメラの映像を見た方が良かったとか、そういう感想を抱いたとかいうことは特になかったですか。

裁判員経験者 4：なかったです。

田村裁判官：4番の方に私がお伺いしたいと思ったことは、争いがないのだから裁判員裁判でやらなくてもいいのではないのでしょうかというような御感想がありました。どうも判決を見ていると、被告人は犯行の態様について自分の記憶に固執しようとする態度があるというので、実は被害者が言っていることとか客観的な証拠と自分の記憶が違うんだということを強調している。それには、弁護人からはお酒を飲んでいたので判断能力が低下していたんだということを非常に強調しているのだけれども、これはほとんど検察官からスルーされているし、判決でもほとんどスルーされている。なので、実は弁護人が一生懸命争いたかった、実は事実はこちらですよと被告人が語っていることとか、アルコールのせいなんだというようなことを言っているのだけれども、これがほとんど伝わっていなかったのかなと思って拝見していたのですが、何かその辺りの違和感というか、この点が争いになってるのか、それとも争いになっていないのか、単につぶやいているのというような感じだったのか、その辺りはいかがでしょうか。一見、弁護人の主張を見ていると争っているようにも見えるんです。アルコールを飲んでいたので判断能力が低下しているとか、どうも違う部分があるんだと。事件の捉え方が意外に争いがある点を作り出しているよ

うには見えるんですけど、いただいている書面だけから見ると、そういうふう
に感じられるような審理ではなかったのでしょうか。

裁判員経験者 4：はい。感じなかったです。ですから弁護人の方が言われている、
一生懸命主張されていたことは、これってこの裁判のここの部分でそんなに必
要なのみたいな、その違和感はすごく持ちました。

司会者：あと最後に1点お伺いしたいんですが、これは検察官が論告求刑という
ところで量刑のグラフをこの段階から示しているパターンだったと思います。刑
を考える上でそれは参考になりましたか。評議で初めてグラフを見たのではな
くて、検察官が求刑のときにこの事件というのは大体こういう量刑傾向にある
んですよというのを示していましたね。

裁判員経験者 4：ちょっとびっくりしました。意外と自分の中で思っていたよりは
刑が重かったように私は感じたので、へえ、そうなんだと。むしろもっと軽い
事件じゃないかと思ったぐらいで、本当に失礼な言い方ですけど、そう思った
ので。実際に検察の方が言われた求刑を聞いて、ちょっとびっくりしました。

司会者：5番の方にお伺いしたいのですが、いろいろな見方もあるかもしれない事
件の中で、ただ証拠調べをする中で何かここは分かりにくかったとか、もっと
こういう証拠が欲しかったとか、そういうところは特になかったでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。被害者の方はいらっしゃらなかったのですが、最初のう
ちは被告人の方とも仲良くされてたのに、それは合意があつてとかいうわけ
ではないですけども、どういう感情の移り変わりがあつたのかなとか、ちょっと
いろいろ、分かっててそうなつたのか、本当に私は被害者だとかというふうな
のがちょっと分からないので。一方的にその被告人の方のごめんなさいだけじ
ゃちょっと分かりにくいなというのはありました。

司会者：本当はもう少し被害者からも話を聞いてみたかったという感じですか。

裁判員経験者 5：そうですね、はい。

司会者：この事件は検察官と弁護人が最後論告・弁論をした中で、弁護人の方が量

刑グラフというのを出してきて、この事件はこういう類型で、それで見るとこういうグラフですよ、その中でも本件はこういう事情があるので執行猶予なんですよとグラフを示しながらパワーポイントを使って説明したような事件だったのですが、その点はいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 5：やはり刑を少しでも低くしたいと、執行猶予を付けてほしい、少しでも緩い刑にしたいというのは、もうそれは思いというのは分かりました。

司会者：逆に、この事件というのは執行猶予が見えてくる事件なんだと説得される部分もあったのか、それともそれは別にしてやっぱり評議の中で改めてその辺りを確認するような形だったのか、その点はいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。改めて知らせるといふうな感じです。なので、裁判員の方もその辺りをちょっと見てくださいねということを知るための資料として用いられたのかなという印象です。

司会者：では、最初弁論を聞いた段階では、これは弁護人が言っていることだからという感じの受け止め方があったのですか。

裁判員経験者 5：そうですね。ただ、示談金の額も半端ない額だったので、そこまでして事件化する必要ということはあったのかなと。後から思えばそういうのもありました。

司会者：被害者がたくさんお金をもらって納得している部分があるのだったら、もう事件としては終わってもいいのではないかという感じなんではないでしょうか。

裁判員経験者 5：御破算じゃないですけども、そう感じました。

司会者：ありがとうございました。それでは、この辺りで1回休憩を入れたと思います。

(休憩)

司会者：ここからは、まさに最後の刑を決めるときの話になりますが、その中で裁

判所がしっかりとそこをうまく説明できていたのか、あるいはもうちょっとこの辺りが分かりにくかったとか、ここの説明に疑問があったというところがあればお聞きしたいと思います。まず1番の方にお伺いしますが、御担当いただいた事件というのが覚せい剤の密輸事件ということで、何グラムぐらいすると何年ぐらいが多いですねとか、あるいはこういう立場の人で何グラムぐらいだとうございねみたいな傾向をグラフで見たりすることも多かったと思うんです。そういうグラフを参考にするということに対しては違和感とか、あるいは御感想とかがあればお聞きしたいと思います。

裁判員経験者1：特に違和感も何もなく、こういうふうに決めていくんですねというように思いました。見せていただいた事例に完全に当てはまるものではなかったのですが、それも参考にしながら、ちょっとこれに加えてこういうこともこの人はしてるから、じゃあこういう形とか、これぐらいの刑でしょうかみたいな形で考えていって、それを見せていただくのはすごく助かったと思います。

司会者：その点については両方の意見があるのですが、そういうものを見せられると何か決める範囲が狭まるという意見もある一方で、もうちょっとピンポイントで決めるぐらいの資料があってもいいのではないかとおっしゃる方もいて、そこについては別にどっちでもなくて、やっぱりある程度の幅があって、その中で議論して決めるということ自体はそんなに違和感なく受け止められたでしょうか。

裁判員経験者1：はい。すごく軽い事例のものから、かなり重い事例のものまで見せていただいたと思うんです。上から下までずっと見せていただいたので、すごく参考になったかと思います。

司会者：恐らく最初は幅が出てくる中で、議論する中で狭めるというのが一般的だと思うのですが、それはいろんな要素を議論する中でいろいろと深まっていくというところはあったんでしょうか。

裁判員経験者1：はい。

司会者：細かい話ですけど、罰金額とかを決めるのが結構難しいですよ。もう少し資料があった方がいいですとか、あるいはもうちょっと参考になる、なぜこれが罰金いくらと求刑でも言ってもらった方がいいとかはありますか。

裁判員経験者 1：そうですね。もうちょっと参考資料があってもいいかと思います。

司会者：罰金というのは、検察官の求刑で分かりやすくするというのは難しいですかね。

森下検察官：そうですね。そればかりは、儲けの金額とかいろいろ変わってくると思います。

司会者：2番の方は事件の内容自体が審理の中ですっと入ってきたというのはありませんでしたが、量刑グラフをこういう傾向ですよと見て、特にそこで違和感とか、えっ、こんな量刑なのという、そのずれというのとはなかったですか。

裁判員経験者 2：もともとイメージというのはそんなになくて、こういうもんなんだなという感じでした。

司会者：刑を決めるときには、事件の内容を最初に考えて、それで枠組みを考えるという説明が多分あったと思うんですけども、そのこと自体にはそんなに違和感はなかったですか。

裁判員経験者 2：それはなかったです。

司会者：特に個人的事情をもっと考えて決めてもいいのではないかとか、そういう感じはなかったですか。

裁判員経験者 2：そうですね。そこの決め方は違和感なくすっと入ってきました。

司会者：評議で刑を決めるときに、もうちょっとこういうところの資料が欲しかったとか、あるいはこういうことを説明してほしかったというのは何かありますか。

裁判員経験者 2：あんまりちょっと覚えてない部分もあるんですけど、質問しやすい空気づくりをしていただいていたので、その場で疑問に思っても多分解決してたのかなと思います。

司会者：3番の方は、刑を決めるという場面で一定の枠を示されるというのはむしろ違和感があるのか、それはそれでしょうがないなという感じなのか、その点はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：必要ですね。個人によってやっぱり見方が、弁護士寄りなんか検察官寄りなんかにもよると思います。だから、言うたら悪いけど面白いなと思いましたね。

司会者：刑を決めるときには、グラフのこの中で決めるんですよというのは、それはそう言われたら仕方ないなという感じだったのですか。

裁判員経験者3：それはもうどうすることもできないですからね。

司会者：そこはまさに裁判員の本質かもしれませんが、そういう場面があるというのは仕方ないというところがあって、法律の枠組みがこうですよというのを私たちが示させていただいて、そこは絶対に破るわけにはいかない。ただ、そこは釈然としないところがあっても、そういうふうにして納得していただいているところがあるかと思います。それ以外では特に刑を決めるときにもう少しこういう資料があった方が良かったとか、あるいはもうちょっとこういうところは幅があっても良かったのではないとか、何か御感想はありますか。

裁判員経験者3：いえ、特にはないです。

司会者：田村さんから何かありますか。

田村裁判官：恐らくですね、裁判官も同じことを考えていて、この事件ってもっとこう見られるのではないかなというのがあっても、これはやはり当事者主義なものですから、検察官・弁護人が言っている枠内で考えております。私たちの方が日々やっているからそういうものなのかなと思う耐性ができているというところかもしれません。

司会者：4番の方にお伺いしたいのですけれども、4番の方に最初に御意見を伺ったときに、本当はこの判決をどう受け止めているのかな、被告人はどう思っているんだろう、被害者はどう思っているんだろうというところも結構気になら

れたというお話もある一方で、割と事件自体は軽い事件だなというふうに考えられたとお聞きしました。その辺りの中で、自分の中で何か考え方のギャップというのはなかったですか。要するに、刑を決めるのはこういう要素だけど、本当はこういうことも気になるんだよねというところで、そこがちょっと食い違っているとか、そういうところは特になかったですか。刑はこれでいいんだけど、本当はこういうことも伝えたいとか、こういうことも何か判決でできないだろうとか、そういうふうな何かギャップがあったのでしょうか。最初に御感想をお聞きしたときにそういう感じを受けたものですから。例えばさっきお聞きした感想だと、この事件の被告人がきちんと受け止めて、こういうことを絶対しないようにやってほしいと、多分そういう思いもあったわけですかね。要するに、被告人がどう受け止めたか聞いてみたいという御感想を持たれたということでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね。その被告人が、他人事みたいなところがありまして。実際に裁判官からものすごく厳しく言われて、人間の顔色が変わるってこういうことなんだなと思いました。裁判官の方に言われたときに本当に顔色が変わって、そのとき初めてこの人は自分のしたことというか、今なぜここにいるんだろう、なぜここに座っているんだろうという感があったんですね。それまで罪の意識がなかったみたいな感じなので。でも、全体的に見れば、やったことは確かに悪いですけど、個人的な感想で言えば正直示談でも済んだぐらいの事件じゃなかったのかなというのは感じました。

司会者：そこは刑を決める要素は要素として決めるのはそんなに違和感はなかったのでしょうか。

裁判員経験者 4：違和感はなかったです。

司会者：例えば本人が反省していなくてしっかり受け止めていないから、軽くいいんだろうかというような感じではなかったんですか。

裁判員経験者 4：はい。感じてないから軽くいいというわけではなく、実際いろ

んな要素の中で、量刑グラフとかも参考にして、そんなに違和感はなかったです。

司会者：5番の方は、弁護人が量刑グラフを示したときは、弁護人は刑を軽くしたいんだなという感想だったというお話ですが、恐らく、いざ量刑評議を始めてみても、同じようなグラフを見て、同じような要素を見ながらやってきたと思うのですが、それに対して違和感というのは特になかったでしょうか。

裁判員経験者5：量刑のグラフというのは、路上の犯罪だとか、侵入の犯罪だとかやはり厳しい刑を受ける、あるいは再犯かどうかだとか、逆にそういうところでソートをかけないと、量刑の意見のばらつきが出たと思うので、あって良かったと思います。

司会者：弁護人が言っても余り受け入れられなかった部分についても、評議の中で説明されたときにはそういうものかなという感じだったということでしょうか。

裁判員経験者5：そうですね。これは是非使うべき有効な手段だと思います。

司会者：そこは、ちょっと難しい質問かもしれませんが、裁判官が言ったら納得したという部分を、弁護人もこういうふうに言ってくれたら納得できたのにとするのは何かありますか。それはやっぱり弁護人の立場だと最初は、えっと思ってしまうのか、それともやっぱり裁判官がこういうふうに説明してくれたから分かったとかいうのが何かありますか。

裁判員経験者5：弁護士さんの説明の上でも、大体納得はしたんです。落とすところを決める上で、やはり改めて最後の評議のところで見せていただいて、審理の段階で大体この辺だなというのは目ぼしいところはついたので、逆に弁護士さんの説明の仕方は上手だったなと思いました。

司会者：証拠調べで示談の話とかがあって、あるいは経緯があって、そんなに重い事件ではないんだなというのは、最初の印象というか考え方の中であって、弁論を聞いて、評議という感じだったのですかね。

裁判員経験者5：そうですね。示談の額がびっくりしたというのはあります。ただ、

この事件のようなケースはレアなものではなくて頻繁にある事件だということを聞いていたので、泣き寝入りをしている世の中の女性をごまんといふとするならば、これは絶対に厳しい刑になるべきだというふうなのは自分の中で思ってたんですけど、だんだんそれがこの量刑グラフだとかいろいろなところで、落とすところとしてはこうなるのかなと思いました。

司会者：どうもありがとうございます。それでは、この段階で弁護人や検察官から何か御質問はありますか。

西谷弁護士：今回の事件では弁護側はお涙頂戴であるということで非常に厳しいお叱りの言葉を受けております。認め事件となりますと、弁護側にとって、悪いことはしましたということなので非常に難しい。また、今回の事件ですと1番さんは覚せい剤の密輸ですし、3、4、5番さんは性犯罪ということで、2番さんの事件だけは弁護人としても殺さざるを得なかったということで弁護しやすい部分があるんですが、それ以外は非常に弁護士としては苦しいものでございます。ただ、その中でお涙頂戴ではない何か説得的な弁護ということをやったり弁護士は考えなければならなくて、一つが量刑グラフなどを使った弁護というやり方もあるんですけども、それについては御意見をいろいろいただいておりますので、もし可能であれば、各裁判員の方に一言、弁護人はこうだった、もっとこうしてくれたらいいみたいな、つらい立場になると分かりながら一応お聞きしてみたいと思います。

司会者：では、1番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者1：こうしてほしいと言われると特にはなかったです。ただ、その量刑グラフが私のおきにもうちょっと早くあっても、これぐらいの罪をされてるんだというのをつかみやすかったのかなというふうに、今お話を聞いていて思うところはありません。

司会者：2番の方は、いかがですか。弁護人から見て弁護しやすいというような話でしたけど、もし何か、足りないところがあればお伺いできますでしょうか。

裁判員経験者 2：足りないところは感じなかったです。私も比較的分かりやすかったと思っていて、検察官の方が求刑して、それを弁護人がこういう理由で減軽してほしいとすごいシンプルで分かりやすかったので、特にこうしてほしいとかはないです。

司会者：3番の方はいかがですか。もう少しこういうふうになれば良かったのにと
いうのが何かありますでしょうか。

裁判員経験者 3：弁護人がおとなしい人やったんですよ。あんまり主張しないとい
うか、主張はしたんでしょうけど、あんまり響かなかったというか。どうしても、
お願いしますとか、もうちょっと刑を軽くしてくださいとか、そういうの
はやっぱりどうしてもちょっと弱いですね。

司会者：お願いされる話ではないという感じでしょうか。

裁判員経験者 3：そうなんです。どうしても、もうちょっと刑を軽くしてという感
じなんでね。その辺、弁護人は弱い立場かなと思いますね。

司会者：4番の方はいかがでしょうか。例えば、弁護人の方ではこういう主張をさ
れているけど、そこではなくてここをもっと主張すれば良かったとか、こうい
うことを立証で頑張れば良かったとかございますか。

裁判員経験者 4：たまたま飲酒をしたということと御病気のことをかなり強調され
たので、それはそれでももちろん弁護の理由にもなると思うんですけど、本人さ
んがもう刑を認めているので、こういうのもあったけど、十分本人は反省して、
事実関係も認めていることをもうちょっと踏まえて言ってもらったらまた見方
がちよっと変わったかなと思います。

司会者：逆に飲酒や病気を強調したばかりに反省の方が弱くなったという感じ
ですか。

裁判員経験者 4：はい。

西谷弁護士：強調するポイントを間違えると悪印象になるのかなと思いました。

司会者：5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：先ほどのグラフもそうなんですけども、刑を軽くするために何かをとという目的ではないと思うんですけどね。もうちょっと経緯というか時系列とか、あるいは動機とか背後要因とか、そういうところを見てもらうと、ちょっと刑の見方が緩めてもいいのかなというふうになるような気がしました。というのは、私が担当していた裁判員裁判の中では、弁護士さんがその被告人に対してすごく反省を求められてました。なぜそうなったのかとか、促すじゃないですけどね、もうちょっと自覚、認識が甘いと、社会人としてどうだとか、そういうことを言われてることによって、だんだんちょっとかわいそうになってきちゃったんです。この人が刑務所に入ることになったらどうなるのかなと、社会的な影響とかいろいろ考えるようになって。そういう意味では弁護士の方がとても頑張っておられたというふうな印象を持ちました。被告人の方も泣いておられたんですが、やっぱり本当にこの人は反省してるんだなというふうなことを見せていただきました。

司会者：西谷先生、何かございますか。

西谷弁護士：示談と反省をすごく強調されたということですよ。

裁判員経験者 5：そうですね、はい。

西谷弁護士：ただ、もう少しこの事件であれば経緯とかその背景的なことも含めて、もうちょっと出しても良かったんじゃないかという、そういう感じですかね。単に反省と示談だけを強調するのではなく、やっぱり被告人の側の言い分もやはりちゃんとまな板の上に乗せるといいますか、そういうことが必要だということでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。計画的にどうこうという事件でもないし、知り合った人と仲良くなった流れとか、そこで何か合意があったようにも見受けられたので、そのように思いました。

司会者：それでは最後に、守秘義務というのがあるんですという説明を受けたと思うんですけど、実際裁判員を終わられて守秘義務があるということで特に何か

御負担とか感じられたとか、あるいは別に何か御感想があれば、それぞれ簡単にお聞かせいただけたらと思います。1番の方どうでしょう。守秘義務があるということで御負担はございますか。

裁判員経験者1：会社を何日か休んでましたんで、出勤したらどうだったか聞かれるわけで、どこまでしゃべっていいかが正直分からないというところがあります。私の課では選ばれたのは私が初めてで、やっぱり周りの人からしたら興味津々で、それをどこまで答えてもセーフでどこから踏み込んだらアウトかというのを、テンプレートじゃないですけど、何かちょっと明示されてる方が話しやすいのかなと思いました。

司会者：もう少し具体的に説明させていただいた方がよろしいですかね。

裁判員経験者1：そうですね。法律のことは素人なので。素人向けの資料的なものを、例えば終わった後に渡していただけたりとかするとすごく助かると思いました。

司会者：どうもありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：候補者名簿に載りましたという通知が来たときに、漫画の冊子が入ってて、私はちょっとそれが楽しくて読んでたんですけど、それに書いてあったことと同じことを説明されてて、誰が何を言ったとか、どんなふうに決めたとか言っただけとはいけないというのはすんなり入ってきたし、公判の内容は誰でも聞けることやから、傍聴人も聞いているし、自分がどんなふうに携わったとかはちょっと言いにくかったですけど、やっぱり同じように職場で聞かれたりしたんで、公判のざくっとした内容ぐらいは言ったりはしました。

司会者：あの漫画を利用するという手があったんですね。勉強になりました。ありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：まず、上司に裁判員になりましたと報告します。それと、配偶者に封筒とか来るから、これ何ということ。それぐらいで、内容とかは一切しゃべりませんでした。

司会者：特に守秘義務があるからというよりも、自分でしゃべらないという感じだったんですか。

裁判員経験者 3：配偶者は聞きたくないと言うてるんで。会社は有休とって休みますということで、それ以上別に聞かないし。

司会者：分かりました。4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：裁判自体は公開なので別に言っていただいてもいいです、ただどういうふうな経緯で決めたということは、これは守秘義務に当たるのでという説明を最初に受けてましたので、ああ、そうなんだという感じで何も違和感もなく、負担も苦痛もなく、普通にそのまま受け入れました。

司会者：ありがとうございます。5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：特に問題なく、会社の方も裁判員休暇みたいなものがあったので。具体的な話ではないですけども、家族には、今日は疲れたという話をするぐらいでした。

司会者：どうもありがとうございます。それでは、記者の方から質問事項等も出ておりますがこのとおりに順番に聞かせていただければよろしいですかね。一つが、特に死刑求刑事件などで二審、要するに高等裁判所の控訴審ですけども、そこで裁判員裁判の判断が覆るケースがありますが、職業裁判官が裁判員の判断を覆すことについてどう思われますかという質問が出ております。今回は死刑事件を皆様担当されたわけじゃないので、我が身に引き寄せにくいところはあるかもしれませんが、何か御感想をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。控訴審で事件がひっくり返ることもあるんだなということを、そういう報道とかを見て何か思われた方もいらっしゃると思うので。5番さん、何かありますか。

裁判員経験者 5：審理を深めて正しい判断になるのであれば、覆ることもあり得ることだとは思っています。ただ、庶民的な考えと職業裁判官の方の考えのずれから生じるものであれば、余り良いことではないと思います。

記者：例えば3番の方は、先ほど最初に検察官が決めた罪名でしか審理ができないという話をされていたと思うのですが、そういった中で、裁判員裁判は庶民感覚を取り入れるというふうな制度のコンセプトだと思うんですが、それが高裁で覆ったりするということに関しては何か思われることはありますでしょうか。

裁判員経験者3：これはしょうがないんじゃないですかね。裁判員が感情でわあっといっても、結局冷静な裁判官がやっぱり冷静な判断で見ますから。一般の裁判員はこれ軽過ぎるんじゃないの、これ死刑違うかとか思うのは思うんですけど、やっぱり冷静な判断が必要かなと。ブレーキですね。

記者：ありがとうございます。

裁判員経験者5：例えば交通事故で自分の家族が亡くなったと。もともとは死刑になるのを期待してたけれども、そうじゃなくて何年か服役したら出てこられるというふうな、泣き寝入りじゃないですけど、もうちょっと重刑にしてほしいという家族の涙をテレビで見て、刑が軽くなるというのはあんまり望ましくない、被害者の立場としては多分そう思われるのではないかなと思います。

記者：ありがとうございます。

司会者：では、次の質問です。裁判員に声かけをする事案もありましたが、裁判員を受けるに当たってためらいはありましたか。小倉の方で暴力団組員が裁判員に声をかけたような事件が報道されたりもしました。皆様自身は裁判員をすることによって何か怖さとか、ためらいというのがなかったかどうかということですが、いかがでしょうか。4番の方、いかがですか。

裁判員経験者4：いえ、特に何も、怖いのもためらいもなかったです。

司会者：2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2：まさか自分になるとは思ってなかったんで、ためらいというよりは戸惑い、当たってからの戸惑いの方が大きかったです。

司会者：そんなに嫌だという感じではなかったのでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。経験できるならしたいと思っていましたけど、まさかという感じです。

司会者：1 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：自分もまさか当たるとは思ってなかったところがありましたので、さっき 2 番の方がおっしゃられたように、経験できるのであれば、良い経験だなと思いました。最近ニュースを見てなくてあれなんですけど、声かけというのは被告人の知り合いが何かどうにかしてくれみたいな話があったということなんですか。

司会者：帰宅途中の裁判員によろしくとかそのような声をかけて事件になったということで報道されたことがあるんです。

裁判員経験者 1：そういうわけじゃないんですけど、お昼休みにお昼をちょっと買いに行ったときに、被告人の家族が弁護側の証人みたいな形で来られていて、普通にすれ違って、しゃべられたら嫌やなと思ったりとかしたことはありました。

司会者：1 番の方が一番古い事件なので、裁判所がまだ十分に配慮できていない時代だったのかもしれないと思います。

田村裁判官：裁判所もできることはしているんですけども、どの程度実効性があるかです。例えば被害者側の方ですと検察官と接点がある、被告人側の方ですと弁護人と接点があるものですから、そこは検察官と弁護人をお願いをしています。時間帯がずれるような形で連れてきてくださいとか、裁判が終わったらすぐに連れ帰ってくださいとか、庁舎内の食堂や売店でうろうろしないようにというようなことを、裁判所が直接被害者の方や被告人の家族の方とかに言うことはできないので、その辺りは検察官・弁護人の方に庁としてもお願いしていますし、それから個別の事件でもやはり念押しをして話をしているところです。ただ、それがどこまで守ってくださるかというのは、検察官・弁護人の方はやってくださっているとしても、御本人まで浸透できるかというところはあ

るかなと思っています。

司会者：1番さんが担当された後でそういうことをより徹底するようにして、できるだけ動線を、要するに動くところや場所を別々にして、そういうことができるだけ、可能な限り起こらないように今は配慮させていただいているところです。1番さんが担当された頃はまだそのところの配慮がまだ少し不十分だったかもしれませんので、ちょっと今そこは鋭意努力させていただいているところになります。ほかにはよろしいでしょうか。

記者：大丈夫です。ありがとうございました。

司会者：それでは時間が来てしまいましたので、最後にお一人ずつ裁判員をされての、あるいは今後裁判員を担当される方に向けても含めて、何か御感想を簡単に一言ずつお伺いしたいと思います。では、1番の方からお願いいたします。

裁判員経験者1：すごくいい経験をさせていただいたというのが感想です。ふだん見られないものを見せていただいて、裁判官の方がすごくフレンドリーで話もしやすかったので、本当に、最初はちょっとどうなることやらみたいな感じで、怖い人やったらどうしようみたいな感じのところはあったんですけど、そういうことも一切なくて、すごく分かりやすくいろいろお話ししていただいてありがたかったです。会社の人にも、あったら行った方がいい経験になるよみたいな話もちよっとしたりもしていました。すごくいい経験になりました。

司会者：ありがとうございます。2番の方、お願いします。

裁判員経験者2：結果論ですけど、残忍、残虐というような内容じゃなかったからか、私も経験できて良かったなと思いました。私が担当させてもらった件はテレビとか新聞に載ることもなかったんで、裁判員制度の先入観が、何というんですかね、心に傷が残るといふかトラウマになるようなことばかりじゃないんだなというのはもうちょっと報道してもらえたらいいなと思いました。

司会者：ありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：いい経験でした。結局は自分の判断しかないんで。今2番さんが

言われたように先入観なしで、自分の判断でも、裁判官の言うこと、検察官、弁護士の言うことを総合的に考えて自分の判断で決めれば結局のところね、落としどころになるんですよ。

司会者：ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4：私もすごくいい経験をさせていただいたなというのがあって、実際ずっと裁判をして、裁判官の方と並んで、裁判を傍聴してる方とかもいろいろ見て、毎回必ず来られてる方がいて、多分関係者の方なのかなと思ったり、感じたのは、意外と傍聴に来られてるんだなと。有名な事件とかはテレビでやるんで、すごい傍聴人の方がいるのがテレビではそういうのばかりが映ってるんですけど、普通にこういう一般の裁判でも聞きに来られてる、傍聴しに来られてる方がいるんだなというのを感じた一方で、たまたまそのときにちょっと大いびきをかいて寝てる方がいらっしゃって、ちょっとそれは裁判なので、聞きに来る側もやっぱり態度というか、それはとても失礼に思いました。やっぱり聞くんならきちんと、礼儀を持ってじゃないですけど、聞く側も聞くべきだなというのを感じました。

司会者：ありがとうございます。では、5番の方、最後をお願いいたします。

裁判員経験者5：短い期間でしたけど、すごくいろんなことを学ばせてもらって、裁判を通じていろんな人がこういう動きをして、自分の意見を言うたり人の意見を聞いたりというのは当然仕事でも生かされることだし、またこれからも、もし自分に裁判員が回ってきたら、積極的に自分の意見を言ったりしながらこの社会にお返ししたいなというふうに思いました。

司会者：ありがとうございます。それぞれ貴重な御意見をありがとうございました。これで意見交換会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。

以 上